

深夜勤の勤務パターンに関する意思疎通について

1 対象局

新潟局、長野東局、松本南局、新潟中央局、長野中央局、上田局（計6局）

2 意思疎通方法

- (1) 各局では速やかに職場労使委員会の窓口で本年末年始期における深夜勤実施期間及び深夜勤勤務パターン（案）について説明する。
- (2) 各局では深夜勤実施期間、選択する勤務パターン及びサービス表の改正の有・無を11月11日（金）までに決定し、支社郵便・物流オペレーション部（施設・区分機担当）まで連絡する。
- (3) 各局で選択した勤務パターン等について、11月25日（金）までにJP労組信越地本へ通知する。
- (4) 地方段階での通知後、サービス表改正が必要な局は、支部代表交渉局へ改正サービス表（案）を送付する。
- (5) 支部代表交渉局では、改正サービス表（案）を提示し、ルールに基づき意思疎通を行う。